

令和6年度認可外保育施設保育従事者研修事業委託業務の
企画提案を募集する公告

令和6年度認可外保育施設保育従事者研修事業委託業務について、公募型プロポーザル方式により企画提案書を募集する。

令和6年7月19日

岡山県知事 伊原木 隆太



1 企画提案に付する事項

- (1) 業務名
令和6年度認可外保育施設保育従事者研修事業委託業務
- (2) 業務内容
別添仕様書のとおり
- (3) 契約期間
契約締結日から令和7年3月14日まで
- (4) 委託金額（見積上限額）
731,500円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

2 企画提案に参加できる者の資格

企画提案に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (4) 岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第1号及び第3号に指定する暴力団又は暴力団員等でないこと。（参加者が法人である場合は、役員についても当該条件を満たすものであること。以下（5）において同じ。）
- (5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 過去に保育に関する講義・研修を集合研修又はeラーニングにより実施した実績があること。

3 事務を担当する課

岡山県子ども・福祉部子ども未来課

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

電話：086-226-7348 メール：kosodate@pref.okayama.lg.jp

4 契約条項を示す場所

上記3と同じ

5 企画提案参加手続き等

項目	スケジュール
(1) 募集公告等の公表・配布	令和6年7月19日(金)～8月9日(金)
(2) 募集公告等に関する質問受付	令和6年7月19日(金)～8月9日(金)
(3) 企画提案参加資格確認申請	令和6年7月19日(金)～8月9日(金)
(4) 企画提案参加資格要件の審査	令和6年8月9日(金)～8月16日(金)
(5) 企画提案書の受付	令和6年8月16日(金)～8月23日(金)
(6) 委託候補者の選定、通知・公表	令和6年9月初旬予定

(1) 募集公告等の公表・配布（配布期間、配布場所）

① 配布期間

令和6年7月19日(金)～令和6年8月9日(金)

午前8時30分～午後5時15分（土曜日・日曜日・祝日を除く。）

② 配布場所

上記3と同じ（岡山県ホームページ（下記URL）からダウンロード可、ただし掲載は令和6年8月9日(金)午後5時15分まで）

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/40/>

(2) 募集公告等に関する質問受付

① 受付期間

令和6年7月19日(金)～令和6年8月9日(金)午後5時15分

② 提出書類

仕様書に対する質問書・回答書（様式第3号）

③ 提出方法

上記3あてメールにより送付（送付後に電話で受付を確認すること。）

④ 質問に対する回答方法

メールにより回答

(3) 企画提案参加資格確認申請（申請書の受付）

① 受付期間

令和6年7月19日(金)～令和6年8月9日(金)

午前8時30分～午後5時15分（土曜日・日曜日・祝日を除く。）

② 提出書類

- ・ 企画提案参加資格確認申請書（様式第1号）
- ・ 誓約書（様式第1-2号）
- ・ 組織の概要が確認できる資料（様式不問、パンフレット等で可）
- ・ 役員等名簿（様式第2号）
- ・ 定款，寄付行為又は会則等の写し（原本証明を付すこと。）
- ・ 法人でない団体の場合は代表者の身分証明書の写し（原本証明を付すこと。）
- ・ 過去に同様の研修を実施した実績等が確認できる資料（様式不問）

③ 提出方法

上記3あて持参又は郵送（郵送の場合は「特定記録」を用いること。）

(4) 企画提案参加資格要件の審査（審査結果の通知）

企画提案参加資格確認申請書を提出した者について審査の結果、不適合と認められる者に対しては、令和6年8月16日（金）までにその旨を通知する。

この通知を受けた者は、この企画提案に参加することができない。

(5) 企画提案書の受付

① 受付期間

令和6年8月16日（金）～ 令和6年8月23日（金）

午前8時30分～午後5時15分（土曜日・日曜日・祝日を除く。）

② 提出書類

- ・ 企画提案書（別表「評価項目及び評価基準」の【企画提案書作成上の注意】を参照した上で作成すること。）
- ・ 見積書（様式不問）

③ 提出方法

上記3あて4部（正本1部・副本3部）を持参又は郵送（郵送の場合は「特定記録」を用いること。）

(6) 委託候補者の選定、通知・公表

① 選定方法

企画提案書の審査は、県が別に定める構成員により組織された選定委員会において行う。

審査に当たっては、別表「評価項目及び評価基準」に基づき、各選定委員が企画提案書の評価を行い、採点する。

各選定委員の得点を合計し、総得点が最も高い者を委託候補者として選定する。

② 選定における留意事項

平均点が60点に達しない提案者は、選定の対象としない。

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、平均点が60点以上であれば、当該提案者を委託候補者とする。

提案者がいない場合、再度、募集を行う。

③ 選定結果の通知・公表

委託候補者は、岡山県ホームページで公表する。

審査結果は、各提案者に郵送により通知する。

他の提案者に係る審査結果や内容についての問い合わせには応じない。

6 契約締結手続き等

(1) 契約の締結

委託候補者を選定後、提出された企画提案書を基本として当該事業者と県と協議の上、詳細内容を決定し、契約書により契約を締結する。

(2) 契約保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第153条及び第155条の規定による。

7 選定対象からの除外、選定の取消し

提案者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を選定の対象から除外し、若しくは委託候補者の選定を取り消す場合がある。

- (1) 選定委員会の委員又は選定手続き業務に従事する県職員若しくは関係者に対し、不正に接触する行為その他の公正な手続きを妨げる行為の事実が判明した場合
- (2) 本件企画提案について不正な利益を得るために連合した場合
- (3) 企画提案書に虚偽の記載があった場合
- (4) 複数の企画提案書を提出した場合
- (5) その他選定の手続において不正な行為があったと県が認めた場合
- (6) 提案者が上記2に定める参加資格を満たしていないことが判明した場合
- (7) 提案者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
- (8) 著しく社会的信用を損なう行為等により、提案者が委託事業者として業務を行うことについてふさわしくないと県が認めた場合

8 その他

- (1) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問い合わせには応じない。
- (2) 提出された書類の追加及び修正は認めない。ただし、県から補足説明資料を求められた場合については、この限りではない。
- (3) 企画提案書の作成、提出等に要する全ての経費は、参加者の負担とする。
- (4) 企画提案書等に記載された個人情報、委託候補者の選定、審査その他の手続きを実施する目的以外に、提案者に無断で使用することはない。
- (5) 県は、当該委託業務手続に係る事務の遂行上必要な範囲において、提出された書類の複製を作成することがある。
- (6) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。